

## プロジェクト研究運営委員会内規

### 〈趣旨〉

第1条 本内規は、日本社会教育学会が会則に基づき推進するプロジェクト研究を円滑に推進するための運営体制に関し、必要な事項を定めるものである。

### 〈設置〉

第2条 プロジェクト研究のテーマごとに、プロジェクト研究運営委員会（以下、「運営委員会」という。）をおく。

### 〈構成〉

第3条 運営委員会は研究テーマごとに10～15名程度で構成する。そのうち、テーマ提案者は5～7名とする。

- 2 運営委員は、学会員から公募し、テーマ提案者および担当理事によって選定され、理事会の承認を得る。選定にあたっては、地域、ジェンダー、年齢などのバランスを考慮する。なお、同時に行われている他のプロジェクト研究の運営委員になることはできない。
- 3 運営委員会に、委員長1名、副委員長1～2名をおく。委員長の選出は、テーマ提案者の中からの互選とする。
- 4 運営委員の任期はプロジェクト研究期間とする。なお、任期中の運営委員の交代・追加等の際は、理事会の承認を得る。

### 〈運営委員長、運営副委員長、運営委員、担当理事〉

第4条 運営委員長は運営委員会を代表し、運営を行う。

- 2 運営副委員長は、運営委員長を補佐する。また、運営委員長が職務を遂行できないときは、運営副委員長がその職務を代行する。
- 3 運営委員は、当該研究テーマについて、研究推進のための企画および運営、報告を行う。
- 4 担当理事は研究担当理事から選出され、運営委員会と理事会との橋渡しを行う。なお、理事改選等に伴い、担当理事が交代する場合、元の担当理事が理事会の承認を経て運営委員になることができる。

### 〈運営委員会〉

第5条 運営委員長は、運営委員会を召集し、その議長となる。

- 2 運営委員会には、運営委員長、運営副委員長、運営委員、担当理事並びに運営委員長が必要と認めたものが出席する。
- 3 各年度において適宜運営委員会を開催するものとする。ここには、通信（メールおよび

ビデオ会議)による会議も含む。

- 4 運営委員会における審議事項は次のとおりとする。
  - 一 プロジェクト研究の推進について
  - 二 六月集会および研究大会の企画・運営について
  - 三 公開研究会の企画・運営について
  - 四 その他プロジェクト研究の推進に必要な事項について

〈六月集会・研究大会・公開研究会〉

第6条 運営委員会は、六月集会・研究大会時に当該プロジェクト研究の企画・運営を行う。

- 2 幅広い学会員の研究成果の発表機会を担保するため、六月集会および研究大会における同一人物の報告は、原則として研究期間中で1回とする。ただし、総括として運営委員が再登壇する場合には、この限りでない。
- 3 プロジェクト研究の推進にあたっては、非会員を含む有識者の参加や意見を求めることができる。
- 4 六月集会および研究大会の報告者は、『社会教育学研究』に報告記録を寄稿する。
- 5 研究会を行う際は、公開で行う。

〈『社会教育学研究』特集テーマへの協力〉

第7条 運営委員は、プロジェクト研究終了後も、求めに応じて『社会教育学研究』の特集テーマの編集に協力する。

〈運営委員会に関する事項〉

第8条 本内規に定めるものの他、運営委員会の運営に関し必要な事項は、運営委員会が定める。

〈内規の改正〉

第9条 本内規の改正は理事会で行う。

附則

- 1 本内規は、2023年6月30日から施行する。